

令和5年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会

令和5年2月10日開会  
令和5年2月10日閉会

会期及び会議日程

会期 2月10日（1日間）

月日（曜日）	本 会 議
2月10日（金）	提案説明、質疑及び一般質問、討論、採決等

## 議 決 事 件 一 覧 表

### 議案

- 議案第1号 令和5年度北しりべし廃棄物処理広域連合一般会計予算
- 議案第2号 北しりべし廃棄物処理広域連合個人情報保護法施行条例案
- 議案第3号 北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例案
- 議案第4号 北しりべし廃棄物処理広域連合職員の定年に関する条例等の一部を改正する等の条例案
- 議案第5号 北しりべし廃棄物処理広域連合公平委員会委員の選任について

## 質 問 要 旨

### ○質疑及び一般質問

酒井議員（2月10日 1番目）

答弁を求める理事者 広域連合長及び関係理事者

- 1 一般会計予算について
- 2 議案第2号個人情報保護法施行条例案について
- 3 その他

令和5年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会会議録

令和5年2月10日

出席議員（20名）

1番	中村岩雄	2番	小池二郎
3番	林下孤芳	4番	中村誠吾
5番	岩本幹兒	6番	田村雄一
7番	堀清	8番	岩間修身
9番	松岩一輝	10番	濱本進
11番	前田清貴	12番	丸山晴美
13番	酒井隆裕	14番	横尾英司
15番	松田優子	16番	横関一雄
17番	宮本幹夫	18番	中井寿夫
19番	土屋美奈子	20番	岩井英明

欠席議員（1名）

21番 山口芳之

出席説明員

広域連合長	迫俊哉	副広域連合長	松井秀紀
副広域連合長	成田昭彦	副広域連合長	佐藤聖一郎
副広域連合長	齊藤啓輔	副広域連合長	馬場希
広域連合事務局長	飯田修二	主幹	小野昌彦
主幹	鈴木章夫	管理担当主幹	黒田朗仁
総務担当主幹	河戸武生	会計管理者	関朋至

議事参与事務局職員

事務局長	中村哲也	主査	柴田真紀
総務係長	加藤佳子	議事係長	深田友和
書記	阿部久美子	書記	三上恭平
書記	相馬音佳	書記	中村知奈津
書記	成田昇平		

**開会 午後 1時00分**

**○議長（濱本進）** これより、令和5年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松岩一輝議員、土屋美奈子議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（濱本進）** 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、理事者から報告の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（濱本進）** 広域連合事務局長。

**○広域連合事務局長（飯田修二）** 令和4年度4月から12月までのごみ処理施設運転状況について御報告いたします。

初めに、北しりべし広域クリーンセンターの運転状況であります。ごみ焼却施設につきましては、稼働日数が1号焼却炉169日、2号焼却炉185日、定期補修による全休炉日数が29日間ございました。

搬入量は2万7,426トンであり、前年度同期と比較して0.1%の減、焼却処理量は2万6,009トンであり、5.3%の減となっております。

次に、リサイクルプラザであります。搬入量は、不燃ごみが1,970トン、粗大ごみが2,145トン、資源物が2,388トンであり、前年度同期と比較しますと、不燃ごみは2.9%の減、粗大ごみは2.7%の減、資源物は2.4%の減となっております。

なお、資源物は90%を資源化しておりますが、不燃ごみ・粗大ごみについても金属類を回収した後、適切に処理しております。

次に、環境監視結果につきましては、「排ガス」「排水」「臭気」「作業環境」「騒音・振動」「集じん灰」及び「焼却灰」の全ての項目において、当広域連合が法令の規制値に基づき設定している管理値を満たしております。

なお、「排ガス」及び「作業環境」につきましては、12月に2回目の検査を行っており、正式な報告書はまだ届いておりませんが、管理値を下回るとの報告を受けております。

次に、5町村の資源物を処理しております北後志リサイクルセンターにつきましては、搬入量が合計779トンとなっております。前年度同期と比較して2.8%の減となっております。

町村別では、積丹町が6.9%の減、古平町が0.3%の減、仁木町が3.2%の減、余市町が2.7%の減、赤井川村が0.5%の減でありました。

報告につきましては、以上であります。

**○議長（濱本進）** 日程第2「議案第1号ないし議案第5号」を一括議題とし、広域連合長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（濱本進）** 広域連合長。

**○広域連合長（迫俊哉）** 令和5年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました案件について

て、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号令和5年度一般会計予算につきましては、まず、歳出の主なものを申し上げますと、衛生費では、北しりべし広域クリーンセンターのごみ焼却施設に係る施設運営・維持管理業務委託料及び職員給与費等として6億3,767万8,000円、リサイクルプラザに係る施設運営・維持管理業務委託料及び職員給与費等として4億1,080万8,000円、北後志リサイクルセンターに係る資源物処理業務委託料及び管理費等として2,998万8,000円を計上いたしました。

また、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事につきましては、全体事業費を64億4,946万2,000円と見込み、令和5年度から8年度までを事業期間として実施してまいります。5年度は、工事に係る提出図書等の審査をコンサルタントに委託する経費として598万6,000円を計上いたしました。

そのほか、議会費及び総務費では、職員給与費等の必要経費を計上いたしました。

次に、歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入などを計上しておりますが、そのうち使用料及び手数料については、北しりべし広域クリーンセンターのごみ焼却処理手数料及び粗大ごみ処理手数料など1億3,159万6,000円を計上いたしました。

また、諸収入については、鉄くず等売却収入及び余剰電力売却収入など6,824万7,000円を計上いたしました。

以上の結果、歳出と歳入の差となります9億4,108万9,000円を構成市町村の負担金として分担金及び負担金に計上し、歳入歳出の財政規模は11億4,093万4,000円となりました。

次に、議案第2号個人情報保護法施行条例案につきましては、「個人情報の保護に関する法律」の一部改正により、改正法が広域連合を含む地方公共団体にも適用されることに伴い、同法の施行に必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第3号情報公開・個人情報保護審査会条例案につきましては、「個人情報の保護に関する法律」の一部改正により、新たに情報公開・個人情報保護審査会を設置するものであります。

次に、議案第4号職員の定年に関する条例等の一部を改正する等の条例案につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、役職定年制を導入するほか、暫定措置を講じた再任用制度の廃止に伴う関係条例の整備など、所要の改正を行うものであります。

最後に、議案第5号公平委員会委員の選任につきましては、山岸康治氏の辞任に伴い、後任として中田克浩氏を選任するものであります。

以上、概括的に御説明申し上げますが、何とぞ原案どおり御可決・御同意賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（濱本進）** これより、質疑及び一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

**○議長（濱本進）** 13番、酒井隆裕議員。

（13番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

**○13番（酒井隆裕議員）** 日本共産党を代表して質問します。

議案第1号一般会計予算について、基幹的設備改良工事に係る工事費についてです。

起債と市町村負担金についてですが、「当初は広域連合で起債する予定でしたが『過疎債』を使ったほうが有利であることが分かりました」と資料に記載されています。

過疎債が有利な財源であることは常識です。しかし、市町村では過疎債を当てにして事業を行っている例があります。今回の工事に係る起債を行えば、その分市町村の他の事業が行えなくなるおそれがある

るものではありませんか。

「枠がいっぱいで『過疎債』を利用できない市町村においては、他の起債を活用して『市町村負担金』を納付していただくことになる」としています。しかし、当初は広域連合の会計として起債する予定だったはずですが。これでは広域連合がどれだけ廃棄物処理に負担しているのか見えづらくなるのではありませんか。

そもそも構成市町村で過疎債を起債するのが前提で、できなければ市町村において他の起債を活用せよというのはおかしい話ではありませんか。改めて広域連合において起債する考えはありませんか。

基金についてです。今後、剰余金が発生した場合は基金に積立てし、その活用方法は構成市町村と協議する予定。2024年度から2026年度の期間で市町村負担金を減額するための財源とすることが示されています。市町村負担金を減額することは結構なことですが、剰余金の発生を前提にしているのは問題です。これまでも、事実上、一定の剰余金の発生を見込み、運営資金基金に積み立ててきました。本来の会計原則からすれば邪道とも言うべき手法です。

積算については、シビアにしなければなりません。剰余金が発生しないような会計にするべきです。その上で市町村負担金を減額していくのが正しい会計です。構成市町村の意向だとしていますが、これでは井勘定を認めていくことになるではありませんか。

議会費についてです。2022年度の58万9,000円から16万9,000円増えた75万8,000円となっています。臨時会の開催から増えたものと推測されますが、これまでも臨時会の開催を見込んだ金額だったはずですが。例年でも不用額が50万円程度発生しています。

2023年度の議会費では37万円程度の不用額を生じさせる前提の予算なのではありませんか。

鉄くず等売却収入についてです。売却単価は上昇していますが、売却量は減少を見込んでおり、2022年度当初予算と比べて80万円の減の1,420万円を見込んでいます。特に缶類は1キログラム当たり2022年度148.5円から154.5円、プラス6円となっています。しかしながら、市場価格ではアルミ缶プレスは1キログラム当たり200円程度となっています。

まず、予算編成に当たってどのような算出をしているのかお示してください。

予算は1,420万円ですが、1,800万円ぐらい見込めるのではありませんか。380万円程度の不用額を生じさせる前提の予算なのではありませんか。

余剰電力売却収入です。これまでの決算議会でも予算現額と収入済額との差が大きいことを主張してまいりました。

しかし、そもそも発電量の見込みに安全率を乗じるということ自体、予算編成の方法としてはおかしいことです。精緻な積算を行えば安全率を乗じる必要はないのではありませんか。

また、実績を基に考慮するとこれまでも説明されていますが、それならば少なくとも6,000万円程度は見込めることになりませんか。

議案第2号個人情報保護法施行条例案についてです。

まず、どのような経緯で条例をつくらなければならなかったのか説明してください。また、本広域連合ではどのような個人情報が想定されるのかお示してください。本広域連合では、連合が持つ情報のオープンデータ化についてどのようにお考えですか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（濱本進） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱本進） 広域連合長。

**○広域連合長（迫俊哉）** 酒井議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、一般会計予算について御質問がありました。

初めに、基幹的設備改良工事に過疎対策事業債を利用した場合の構成市町村が行う事業への影響につきましては、市町村において、他の事業に過疎対策事業債を利用する場合でも、基幹的設備改良工事には一般廃棄物処理事業債が活用できることから、他の事業の実施には影響しないものと考えております。

次に、広域連合の廃棄物処理に係る費用負担が分かりづらくなるのではないかと御指摘につきましては、予算及び決算説明書において、「施設管理及び運営費」と「施設建設事業費及び公債費」の負担分を明確に区分しており、基幹的設備改良工事費についても、「施設建設事業費及び公債費」の欄に明記されることとなります。

次に、広域連合において起債することにつきましては、構成市町村と協議した結果、市町村の財政事情に応じて起債を選択できるようにしたものであり、これにより財政負担を軽減することができる市町村があることから、広域連合において起債することは考えておりません。

次に、剰余金が発生しないような会計にすべきとの御指摘につきましては、予算の積算をする際には、過去の実績を基に不測の事態を考慮した上で適切に見込んでおり、剰余金は、あくまでも決算の結果生じるものと考えております。

次に、議会費において不用額を生じさせる前提の積算をしているとの御指摘につきましては、令和4年度は、定例会2回、臨時会1回の計3回と見込んでいたのに対し、5年度は、4年に1度の議長選挙を行う臨時会のほか、基幹的設備改良工事の契約締結などを予定しているため、臨時会を1回多く見込み、計4回としていることから、不用額を前提としたものではありません。

次に、鉄くず等売払収入におけるアルミ缶売却単価の算出方法につきましては、直近までの落札価格の平均値を求め、この値に価格の急な下落等があった場合のリスク分を見込んだ上で算出しております。

次に、鉄くず等売払収入の予算額につきましては、価格の急な下落等があった場合、歳入欠陥となる可能性があり、安全を見込む必要があることから、適正な金額と考えております。

次に、余剰電力売払収入の安全率につきましては、施設が供用開始から16年経過し、設備の故障などのトラブルに対するリスクを一定程度見込む必要があり、このリスクに対する安全率を見込むことで、適正な収入見込額を算出したところであります。

次に、余剰電力売払収入の予算額につきましては、予算額5,400万円は、設備の故障などのトラブルに対するリスクを一定程度見込んだものであり、当初予算として見込む額としては適正であると考えております。

次に、議案第2号個人情報保護法施行条例案について御質問がありました。

まず、条例制定の経緯につきましては、「個人情報の保護に関する法律」の一部改正により、同法が広域連合を含む地方公共団体にも適用されることに伴い、必要な事項を定めるため、施行条例を制定するものであります。

また、本広域連合が保有する個人情報につきましては、職員の扶養控除等申告書など、給与や人事等に関する情報のみであり、オープンデータ化の対象となる情報は保有しておりません。

以上であります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

**○議長（濱本進）** 13番、酒井隆裕議員。

**○13番（酒井隆裕議員）** 再質問をいたします。

過疎債を利用するというものであります。また、この過疎債を利用しない場合には、一般廃棄物の、こちらの起債を行うということでもありますけれども、先ほど御答弁の中では財政負担が軽減されるというふうに説明されておりましたけれども、結果として過疎債を利用できない市町村については、そうした過疎債ほど有利ではない起債となることから、財政負担の軽減とはならないというふうに思うのですけれども、その点についてどのようになっているのか、改めてお伺いをいたします。

それから、鉄くず等売払収入、さらに余剰電力売払収入であります。これについては、どちらについてもトラブルなどのリスク、これを見込んでいたのだとしておりますけれども、そもそもそうしたリスクを見込まなければならぬような状況にはないというふうに思います。少なくとも平均価格などをしっかり追っていくという形になれば、多くの変動が起り得ないというふうに思うのですけれども、それにもかかわらずこうしたリスク分を見込まなければならぬという形にして、結果として不用額を生じさせるということにはなっているというふうに思うのですけれども、その点についても改めてお伺いをいたします。

それから、議会費についてであります。これについても4回としているというふうになってはいますが、これまでもこうした議会費について、結果として2回しか行わなかった、3回しか行わなかったという形で不用額が生じるという形であります。見込むのは結構なのですけれども、必ずこれは4回行われる、そうした見込みは本当にあるのかどうか、改めてお伺いをいたします。

最後に、個人情報保護法施行条例案についてであります。これについては、給与や人事などで情報のオープンデータ化の対象となっていないという形になっておりますけれども、本広域連合においては、こういった個人情報などを公開することは全く考えていないと確認してよろしいのか伺います。

以上であります。

**○議長（濱本進）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（濱本進）** 主幹。

**○総務担当主幹（河戸武生）** 酒井議員の再質問にお答えいたします。

まず、過疎債を使った場合、市町村の軽減にはつながらない場合があるのではないかとことにつきましても、確かに市町村のほうでは過疎債を活用したいと考えているとは思いますが、どの事業に過疎債を利用するかは選択というのは市町村において判断できるようになりますし、仮に改良工事に過疎債を利用できない場合には、それに代わる起債といたしまして、広域連合でも起債することができるのと同じ一般廃棄物処理事業債を市町村においても利用することができますので、軽減ができないことにはならないと考えてございます。

次に、2番目の鉄くず等売払収入、余剰電力売払収入などのリスク、こちらを見込まなければならぬという理由についてでございますけれども、まず、鉄くず等売払収入につきましては、確かに現時点では価格が上昇傾向にあるかと思えます。確かにそういったリスクを見込まないということも考え方としてはできるのかと思えますけれども、価格の急な下落等があった場合のリスクというのは、やはり少し見込んでおきたいと考えておりますので、そういったリスクを見込んだ上で適正に予算のほうを計上してまいりたいというふうに考えてございます。

同じく余剰電力売払収入、こちらのほうにつきましても、施設のほうもやはり供用開始から16年経過しておりますので、こうした施設の故障などのトラブル、また、予期することができないようなトラブル、こういったことで売電できない場合も想定いたしまして、適正に予算計上していきたいというふう



に考えてございます。

また、次に議会費のところなのですけれども、議会費につきましては、議会の開催回数につきましては、基本的には通常の場合は定例会2回、臨時会1回の計3回、こちらのほうを基本としております。そして、統一地方選挙がある年は臨時会を1回増やして計4回とするような形で基本的には考えてございます。今回の令和5年度の予算につきましては、4年に1度の議長の選挙、また、基幹的設備改良工事の契約締結、そのほか事務管理者の選任、これらの事案がございまして、全て1回ではできないと、そういった場合も想定いたしまして、昨年度よりも臨時会を1回多く見込ませていただいているところでございます。

最後に、個人情報保護法に関します、こういった広域連合が保有しているデータにつきまして公開する予定はあるのかということでございますけれども、現在、広域連合で保有しているのは職員に関する給与ですとか人事など、これらの情報のみですので、現時点ではなかなか公開ということまでは予定しているところではございません。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（濱本進） 13番、酒井隆裕議員。

○13番（酒井隆裕議員） 1点だけ再々質問を行います。

鉄くず等売払収入であります。先ほどリスク云々の話でありましたけれども、それにしてもやっぱりおかしいと思うわけです。アルミ缶プレス、市場価格200円程度というのがここ1年続いております。仮に、百歩譲って1割程度下落するということで180円という形でやったとしても、それでも私は適正ではないかなと思っています。しかしながら、本予算では154.5円。プラス6円と、160円ぐらいでしょうか、という形になっていると。あまりにも低く見積もり過ぎではないかなと思うのですけれども、その点について改めてお伺いをして質問を終わります。

○議長（濱本進） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱本進） 事務局長。

○広域連合事務局長（飯田修二） 酒井議員の再々質問にお答えをいたします。

ただいまアルミ缶プレスの単価の話でございましたけれども、鉄ですとかアルミの売払い価格は、ここ最近、急な上昇、そして、その前はちょっと急な下落というのがありまして、市場の状況を予測して積算に加味することは現実的にはかなり難しいことになっております。そのために、歳入予算額の積算におきましては、過去の実績等を基に最低限見込める額を積算しているところでございます。

以上でございます。

○議長（濱本進） 以上をもって質疑及び一般質問を終結し、この際、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時50分

○議長（濱本進） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（濱本進） 12番、丸山晴美議員。

（12番 丸山晴美議員登壇）（拍手）

**○12番（丸山晴美議員）** 日本共産党を代表して、議案第1号、議案第2号、議案第3号に否決の立場で討論を行います。

議案第1号令和5年度北しりべし廃棄物処理広域連合一般会計予算についてです。まず、基幹的設備改良工事に係る工事費ですが、これは本来、北しりべし廃棄物処理広域連合が起債すべきものです。ところが、過疎債が有利であること、しかし広域連合では過疎債が利用できないことから、各構成自治体で過疎債の利用を含め起債し、工事費に充てると示されました。広域連合が負担すべき負債を各構成自治体が負担することになりますから、それぞれの財政状況を把握するに当たり、負債を適切に示すことが困難になります。基幹的設備改良工事費を各自治体の起債で賄う方法には問題があります。

鉄くず等売払収入、余剰電力売払収入、議会費についての質問がありました。収入については少なめに、費用については多めに見積もることで剰余金が発生する予算案になっているように見受けられます。規定上、剰余金が発生した場合に、北しりべし廃棄物処理広域連合運営資金基金に積み立てることを否定できませんが、予算を作成する時点で剰余金を発生させるような予算にすることは適切でないと考えることから賛成できません。

議案第2号北しりべし廃棄物処理広域連合個人情報保護法施行条例案ですが、個人情報保護法の一部改正により、個人情報の取扱いについて全国的な共通ルールが定められます。これは、今まで各地方自治体がそれぞれ条例を定め個人情報を保護してきた努力を顧みず、デジタル改革の名の下に国の定めたルールに一元化するものです。憲法の定める地方自治の本旨や地方自治体の条例制定権を不当に制限するものであり、地方自治体の個人情報保護全般の後退が危惧されるため反対です。

議案第3号北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例案についても、個人情報保護法改悪に伴うもので、個人情報に関する地方自治体の役割を制限するものとするため反対です。

以上申し上げ、討論といたします。（拍手）

**○議長（濱本進）** 以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第1号ないし議案第3号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（濱本進）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

議案第4号については可決と、議案第5号については同意と、それぞれ決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（濱本進）** 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

**閉会 午後 1時54分**

**会議録署名議員**

議 長 濱 本 進

議 員 松 岩 一 輝

議 員 土 屋 美 奈 子

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

監査委員から例月出納検査について、次のとおり報告があった。

検査執行の日	会 計	検査対象の月
令和4年10月31日	一 般 会 計	令和4年 9月分
令和4年12月 6日	一 般 会 計	令和4年10月分
令和5年 1月10日	一 般 会 計	令和4年11月分
令和5年 1月31日	一 般 会 計	令和4年12月分

令和5年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会議決結果表

○会 期 令和5年2月10日（1日間）

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提出者	本 会 議	
				議 決 年 月 日	議決 結果
1	令和5年度北しりべし廃棄物処理広域連合一般会計予算	R5. 2. 10	広 域 連 合 長	R5. 2. 10	可決
2	北しりべし廃棄物処理広域連合個人情報保護法施行条例案	R5. 2. 10	広 域 連 合 長	R5. 2. 10	可決
3	北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例案	R5. 2. 10	広 域 連 合 長	R5. 2. 10	可決
4	北しりべし廃棄物処理広域連合職員の定年に関する条例等の一部を改正する等の条例案	R5. 2. 10	広 域 連 合 長	R5. 2. 10	可決
5	北しりべし廃棄物処理広域連合公平委員会委員の選任について	R5. 2. 10	広 域 連 合 長	R5. 2. 10	同意